

【Reference Review 53-1号の研究動向・全分野から】

地域ブランドづくり・中心市街地活性化などの研究

経済学研究科教授 小西砂千夫

大阪ガスエネルギー・文化研究所の雑誌『CEL』は2007年3月号で「なぜ地域ブランドが求められるのか」という特集を組み、いくつかの興味深い論考を掲載している。宮本倫明「まちづくりにおけるブランドの潜在的可能性と意義」では、体系的にブランドの形成について考察した後、「公共事業に頼らない地域経済運営やサービス産業の生産性の向上が求められている時代背景の中、消費者の求める価値観も大きく変わり、「まち」も変化を求められている。住民の認識も、地域学に代表されるように自分の住む「まち」に対しての関心が高まるなどの変化を見せつけつつある。／こうした一連の動きは、「まち」を自分たち独自の商品／サービスとして世間にアピールしていこうとする流れへとつながってくる。いわゆる「まちブランド」の確立とマネージメントだ。日本中が多様な個性あふれるまちへと変貌してゆけば、国内だけでなく海外からも関心を集めることになる。そうなれば、住民も自分たちの町に誇りを持つようになる」と述べ、地域経済の新たなモデルとして町ブランドに期待をかけている。同特集の陶山計介「都市再生ブランド戦略」、栗山智代氏と四元正弘氏の対談「地域ブランド」の魅力と、その可能性」、矢作弘「まちの固有性を活かす「ミクロの都市再生」」、井口貢「地域のブランド化とまちづくり文化の形成」などもたいへん興味深い。

日本政策投資銀行地域政策研究センター『地域政策調査』22号（2006年9月発行）の「良好な都市景観整備による地域ブランド形成－インデックスを利用した青森・函館まちづくり分析－」は、都市景観による地域ブランドの形成に関する理論的な考え方と、青森市、函館市、萩市などの事例を紹介・分析している。「商店街を一つの「おおきな庭」と仮定し、まち（又は商店街）全体をプロデュースするような、まちづくりの仕掛けおよび専門家が必要ではないだろうか。中心市街地・商店街全体をプロデュースする専門家「お町番（おまちばん）」を設け、お町番により町を一元的に管理する仕掛けの設立が期待される」と述べている。

このほか、コンパクトシティについて、『ESP』2007年4月号が青森市市街地整備課まちなか整備対策室の「コンパクトシティの形成と中心市街地の生成をめざして」が推進する状況を紹介しているのに対して、『日経グローカル』73号（2007年4月2日の記事「コンパクトシティー　かけ声倒れの不安」と、批判的に紹介し、見出しで「先行の富山・青森両市は「羅針盤」にならず？」）としている。また日本地域開発センターの『地域開発』2007年4~5月号で、「路面電車復権の試金石 富山ライトレールのブランド戦略」も関連する記事として興味深い。

【Reference Review 53-2号の研究動向・全分野から】

広がる地域格差・地方分権改革の動向

経済学研究科教授 小西砂千夫

地域格差について『地域開発』2007年6月号が特集を組んでいる。2007年7月の参議院選挙の自民党の大敗、安倍総理退陣による総裁選挙のいずれもが、地域格差問題が焦点となつたが、本特集はそれに先立つタイムリーな内容となつた。

大西隆「地域間格差の課題と展望」は、「地域間格差の是正については日本は優等生だといわれている。ジニ係数で図った最新時点での地域間格差は先進諸国においてスウェーデンに次ぐ低さだからだ。ただ、今世紀に入ったあたりから、地域間の格差は上昇気味と指摘される機会が増えている」「火のない所に煙は立たないとすれば、地域間格差が徐々に危険域に近づいている可能性はある」とし、格差問題の固定化や放置は社会不安を巻き起こすなど好ましくないことを指摘している。瀬田史彦「グローバル化が地域経済を拡大させる」は、「経済のグローバル化が、日本を含めた各国の国内地域格差を拡大させている」としつつも、かつてわが国は経済成長をもたらしながらも地域格差の是正に成功した優等生であったと評価している。しかし、「工業等制限法、工場等制限法は、産業構造の転換や工場移転などの時代に合わないという理由で2002年に廃止された」などの動きのなかで、わが国でも地域格差はグローバル化の進展で大きくなると見ている。

こうした格差社会ともいわれる動きに対して、小さな政府か大きな政府かという対立軸に限らず、社会保障の充実の必要性が指摘されることが目立ってきている。広井良典「社会保障、再編成が必要」『日本経済研究センター会報』2007年6月号は、「1970年代から80年代以降、物質的な需要の飽和や環境問題への関心の高まり」から、「成長（拡大）志向か環境（定常）志向か」という対立」が政治的な対立軸となってきたとしている。「個人の生活保障や平等を実現した上で、環境制約とも調和しながら長期にわたって存続できるような社会の構想が求められるようになった。これがわたしが考える「定常型社会＝持続可能な福祉社会」という概念だ」と述べている。

地方分権改革について、近年では議会改革の動きが顕著になっている。『都市問題』98巻5号（2007年5月号）で、小林良彰「議会改革抜きに二元代表制は動かない」は、首長と議会が公選で選ばれる二元代表制であっても、実態としては首長がリーダーシップをとり、議会の姿はかすんでいる現状を踏まえ、都道府県議会制度研究会の中間報告を引きながら議会の制度改革の必要性を指摘し、議員意識改革の必要を示している。

また、緒方俊則「2006年・地方分権改革の展開—ポスト三位一体改革の動き—」（『香川大学経済論叢』79巻4号、2007年3月）は、前稿（「三位一体改革と税源移譲に関する一考察」）とともに、近年の分権改革の動向を丹念にトレースしている。特に、地方分権21世紀ビジョン懇談会や歳出・歳入一体改革の動きについて焦点が当たっている。

なお、それらに関連するものとして特に興味がある論考として、小西敦「経済財政諮問会議の誕生、成長、そして未来（上）（下）－内閣総理大臣の「指導性」を中心に」『自治研究』83巻4・5号がある。本論文は、制度の法的枠組みにとどまらず、その運用の実態を議事録等の検討を含めて実質的に把握しようとし、内閣による会議の性格づけの違いなどにも注目している。特に、経済財政諮問会議

の透明性の高さが、小泉首相の強いリーダーシップと相まって、内閣総理大臣の指導性の強化に有益であった側面を指摘している。

【Reference Review 53-3号の研究動向・全分野から】

貧困問題への対応、自治体の古くて新しい課題

経済学研究科教授 小西砂千夫

貧困問題への対応が大きな課題となっている。『賃金と社会保障』（2007年6月下旬号）は、特集「人間らしい生活と労働の保障を求める3・24東京集会」の全記録を掲載している。格差ではなく、貧困問題への警告が発せられている。鈴木春子「貧困と格差社会」『統計』（2007年8月号）は、格差を捉える統計は整備されていても、貧困問題が十分に認識されていないことで、貧困を捉える統計調査が十分にないことを指摘している。

エコノミストはどちらかといえば競争重視政策による全体としての底上げを強調する傾向があるが、ノーベル経済学賞を受賞したJ.E.スティグリツは、『週刊東洋経済』（2007年7月28日）のインタビュー「日本がサッチャー改革を手本にするのは間違いだ」のなかで、次のように述べている（引用中の括弧内はすべて筆者）。「(サッチャー改革は日本にとって)正しいとは思わない。小泉氏が国政レベルで取り組んだ大きな改革は、貯蓄制度を含めた郵政民営化だ。小泉氏は、これを日本の経済や社会にとって根本的な問題だと考えていたようだが、私はそうは思わない」「日本では改革が必要だといわれている分野がたくさんある。教育と医療の分野がそうだ。しかし、市場原理の導入 자체が問題を解決してくれるだろうか。答えは明らかにノーだ」「いまでは大方の人が（新自由主義もしくは）ワシントンコンセンサスは間違いであったという見方をしている。平等や社会的保護の問題を軽視し、産業政策や経済成長の原動力として重要な事柄にも十分な配慮をしなかった。批判的な意見は、発展途上国だけでなく、IMFや米国財務省にも広がっている」「(日本の格差拡大について)政府が対処することは可能だ」「(税について最高税率を引き下げる労働意欲を高めるべきか、格差拡大に対処するため累進度を強化すべきかについて)私は後者の立場を強く支持する。世界中でグローバル化の問題にいちばんうまく対処してきた国は、税率がもっとも高いスカンジナビアン諸国だ」「税率が高いからこそ、科学技術、教育への投資や、労働市場の活性化、セーフティネット整備などを実現することができた」。以上の引用は、わが国の現在の政策を大きく転換する必要性を促しており、たいへん興味深い。

自治大学校の雑誌である『自治フォーラム』2007年6月号は、自治体における入札改革の特集を行っている。公共事業の談合は、さまざまなもので問題となっており、公共事業の高コスト体質を改善するには欠かせない見直しと考えられてきた。特集のなかで、桐蔭大学法科大学院教授で弁護士の鈴木満氏「検証・間違いだらけの入札改革」は「予定価格は適正価格である」「談合があっても予定価格の範囲であれば損害は発生しない」「一般競争入札を導入すれば談合は防げる」「高落札率は必ずしも談合の存在を意味しない」「一般競争入札は事務コストを増大させる」などさまざまな点を指摘し、こうした常識は間違っていることが多いことを歯切れよく指摘している。同特集では、総務省の彌栄

定美氏が「地方公共団体における入札契約の適正化について」で、一般競争入札の拡大、電子入札システムの導入など入札改革の動向を紹介しており、法政大学の武藤博己教授の「入札制度改革における論点について—品質の確保の観点から—」で論点が深められており、そのほか、自治体における実際の改革の事例が紹介されている。

地方財政健全化法が適用されることで、一気に注目度が上がったのは、自治体病院の赤字の問題である。同法で健全化段階や再生段階の適用を受けて、財政再建が強く促される団体の多くは公立病院の赤字を抱えているからだ。『日経グローバル』（2007年8月6日号）は「自治体病院、再生への処方箋」という特集のなかで、公立病院の見直しの実態についての貴重なレポートがされている。公立病院の実態はさまざまであり、一律の処方箋は適當ではないにしても、再生に向けて十分な努力がされている病院ばかりではなく、実態に即した改革が求められている。

『都市問題研究』59巻6号の林春男京都大学防災研究所教授「21世紀に適した消防団のかたちとは？」は消防団員の減少などを踏まえ、消防団に関するさまざまな数量的な分析を行っている。この分野での研究は稀少である。

【Reference Review 53-3号の研究動向・全分野から】

産業再生機構の評価

経済学部准教授 小林伸生

産業再生機構（以下、「機構」）は、有用な経営資源を有しながらも債務過多に陥っている企業の再生支援、及びそれらを通じた不良債権処理を抱える金融機関の経営改善（いわゆる「産業と金融の一体的な再生」）を目的として、2003年4月に設立され、同年5月に業務を開始した。当初の予定では5年間の時限的組織であったが、全支援案件に対する機構としての支援が完了したことを受け、活動期間を1年強前倒しする形で、2007年3月15日に解散（清算終了は6月）した。

機構は、国主導により設立した経緯から、再生事業において最終的に損失が発生した場合は国民負担が生じることになり、その点が機構発足時に懸念材料として指摘されていた。しかし最終的には、利益剰余金として430億円強、設立からの4年間での納税額が312億円、合わせて740億円を超える純利益を上げるなど、当初の懸念を払拭するパフォーマンスを残し、業務を終了した。こうした観点で、機構の創設は結果的には過去に類例を見ない、「コストパフォーマンスの良い」政策であったといえる。

機構の代表取締役専務兼COOであった富山和彦氏は、「産業再生機構が果たした役割」（『金融』2007.6）の中で、機構は政府系機関のひとつとして設立されたものではあるが、同時に機構の有する①民間活力を最大限活用した組織であったこと、②時限組織であること、および③有識者による『産業再生委員会』の設置により独立性、客觀性、透明性の高い機関であったこと、等の特徴を指摘している。これらの機構の組織的な特徴が、短期集中的な取り組みを不可避なものとし、事業価値の維持が不可欠な事業再生業務にプラスに機能した点、あるいは、および利害対立が熾烈化する中での調整機能が求められる事業再生において、独立性・客觀性の担保が大きな効果をもたらしたこと等を高く評価している。また、源新英明氏は「産業再生機構の解散について」（『ファイナンス』2007.6）およ

び「産業再生機構の清算終了について」(『ファイナンス』2007.7)において、個別事業の再生支援を通じた我が国の事業再生マーケットの育成や、産業と金融の一体再生による構造改革への寄与、および時限的な関与の中で、民業を補完しながら新規ビジネス、マーケット育成への寄与を行うという形で、公的セクターの民間・市場への関与のあるべき姿を示したこと、等を評価している。

上述のように、主として機関の業務に携わった識者から肯定的な評価がなされている一方、批判的な見解も存在する。木原一行氏は「産業再生機構が果たした役割と不良債権処理の評価」(中央大学大学院『大学院研究年報』2007.2)の中で、①支援対象が、当初の目標（支援企業100社、債権買い取り金額10兆円）を大きく下回る41社、買取金額約1兆円に留まること、②前項の原因として、債権買い取り価格の妥当性・説得性の乏しさ（これは、3年間の再生計画の段階で損失を回避したいという機関の特性上、長期的視野に立った評価が出来なかったことに起因すると指摘）、また③申請金融機関の偏り（国有化銀行・合併銀行への集中）に象徴的に見られる、金融庁による不良債権処理加速化要請の存在可能性、等の問題点を指摘している。

以上のように、機関の評価には両論が存在し、その最終的な評価に関しては、今後の研究に委ねざるを得ない。しかし、論者の立場を問わず、従来ともすれば色眼鏡で見られていた事業再生ビジネスに対する社会的認知度を、機関がその活動を通じて向上させ、また事業再生モデルを一般に示したこと等に関してはコンセンサスを獲得している。

機関が設立された当時、わが国において、民間セクターにおける企業再生ビジネスは、リップルウッド・ホールディングスによる旧日本長期信用銀行の再生等を契機として、欧米に遅ればせながら少しずつ根付き始めていた。しかし一般的には、再生ビジネスに対する「ハゲタカ」イメージの先行等、十分に認知されているとは言いがたい状況にあった。企業の参入・退出や事業継承のプロセスの円滑化は、事業価値の保全や雇用機会の安定化、ひいては我が国の産業活動の安定化に寄与すると考えられる。そうした意味で、事業再生は健全な市場メカニズムの構築の上で不可欠な存在であるが、我が国ではそうした機能に対する評価が十分になされてこなかった。機関の活動が契機となって、今後は民主体の再生ビジネスが、従来以上に前向きに評価されることを期待する。

【Reference Review 53-4号の研究動向・全分野から】

社会保障財源のあり方

経済学研究科教授 小西砂千夫

『税研』135号（2007年9月号）は、社会保障と財源に関する特集を行っている。

まず宮島洋早稲田大学教授の「社会保障と租税政策」は、社会保障財源としての租税と社会保障給付に関する課税上の取り扱いについて包括的に取り上げている。前者では、社会保険事務費は公費負担とする原則が1998年以降に一部を社会保険料負担とされてきたこと、社会保障の給付水準の維持・充実に対して財務統制の厳しさがそれを許さなくなっていること、社会保障財源としての付加価値税の検討などの項目が示されている。

ついで井堀利宏東京大学教授「社会保障財源における保険料と税の役割」では、社会保険料を目的税と捉えてそのデメリットや課税ベースのあり方などが検討され、「負の所得税」のメリットをより

活用する方向や税負担と社会保障給付のリンクを生かす方向をめざすべきであるとしている。

石弘光放送大学学長「社会保障と消費税の役割」は少子高齢社会の到来に伴って財政需要が大きく高まっており、特に年金・医療・介護の伸びが著しく、財政負担のためには当然税負担増が必要であり、安定財源としての消費税に拠る以外にはないとされている。もっとも福祉目的税には問題があるので、すでに行われているように予算総則で消費税を福祉に充てると明記するなどの「福祉目的化」も1つの選択肢であるとする。

神野直彦東京大学教授「社会保障における所得税の役割」では、税制度における所得税中心主義は大きな揺さぶりを受け、わが国では租税による所得再分配機能が低下している現状を指摘しつつ、所得税による社会保障負担の補完の必要性を強調し、年金は確定拠出型賦課方式に切り替えるなどによって整合性を保つことが提言されている。さらに、社会保障財源と関連づけた所得税改革のシナリオは、「余りにも低い国税の所得税の再分配機能を高めること」「（現金給付から地方政府が担う現物給付に社会保障の重心をシフトさせ、その財源として）比例税で課税される地方所得税、つまり住民税を充実強化すること」の2つであるとされる。

また、品川芳宣早稲田大学客員教授「社会保険料と租税の徴収の一元化（徴収方法のあり方）」は、社会保険庁の不祥事を招いた国民年金の掛金の徴収・管理方法が社会問題化したことを契機に、「政府機関である社会保険庁を廃止し、民間組織である日本年金機構を設立し、いわば「民」の力によって、社会保険料の徴収・管理方法を改善」しようとされていると指摘している。同論文は、社会保険料において租税的性格が強まっていることから、社会保険料の徴収に関して租税との統合を図ることが国際的傾向であることを踏まえ、国税庁を財務省と切り離すことなく、地方税や社会保険料の徴収も行う、歳入機構の統合を求めていることは大いに注目される。

『地方税』2007年9月号は、林建久東京大学名誉教授「福祉国家の類型と地方税の類型」として、「自由主義型とアメリカの州・地方税」－財産税を基幹税として税収格差の調整に消極的、「社会民主主義型とスウェーデン地方税」－勤労所得税が中心（年金が課税標準に含まれるので格差が小さい）、「保守主義型諸国の方税」－先の2例のハイブリッドであるとしており、たいへん興味深い。

このほか、横浜市の中田宏氏へのインタビュー「新しい大都市を創設し、二重行政の排除を」『日経グローカル』85号（2007年10月）や、藻谷浩介氏（日本政策投資銀行）の講演録「「地域間格差」は本当に拡大しているのか－基礎統計に見る実態と、気づかれぬ本当の問題点－」もたいへん興味深い。

【Reference Review 53-5号の研究動向・全分野から】

財政改革の論考・経済学の再考

経済学研究科教授 小西砂千夫

第一次小泉内閣における財務大臣であった塩川正十郎氏は、『日経ビジネス』2007年11月5日号のインタビューのなかで、消費税率引上げの議論に待ったをかけるべきであり、実態を精査してどんぶり勘定の政策は止めるべきと強調し、あわせて自民党に政治的覇権がないと厳しい声を寄せている。

同様に、『エコノミスト』（2007年11月27日号）の原田泰氏（大和総研チーフエコノミスト）による

「「消費税17%」の内閣府試算に異議あり」は、試算の前提に疑問を呈すると同時に、社会保障制度の効率化を図ることで、増税なき財政再建の達成、ないしは増税幅を抑制することが可能であるとの見方を示している。

北川正恭早稲田大学教授のインタビュー記事「地方分権も税制も「小さなゆらぎ」から「大きな変化」を起こしていくべきだ」(『税理』2007年12月号)は、運動論としての地方分権を示している。北川教授の特徴として「役人の能力は相当高い。組織としては日本の中でも最高のレベルにある。だから、経営能力というよりは、「立ち位置を変えろ」と主張している。質的効果で見ろということだ」とするなど、安易に役人批判をしないところが注目される。

熊本学園大学経済学部リーガルエコノミクス学科開設記念論文集に掲載されている八田達夫国際基督教大学教授による講演録「市場原理と法規制」は、市場と国家の役割分担に関する境界線のあり方を解説したものである。そこでは市場の失敗論をもとに具体的に論が展開されており、たいへんわかりやすい。

『税』2007年11月号の占部裕典「地方税における税業務の共同化に向けての課題」は、地方税徵収の滞納整理に関連して地方税業務の一元化や団体間の共同処理などの動きがあることを紹介している。収納の共同化に関して「収納機関にかかる業務の効率化」などの技術的課題が紹介されている点は興味深い。

なお『週刊東洋経済』(2007年12月15日号)の特集「驚くほど使える最新学説 「経済学」ってこんなにおもしろい！」は、「合理性や効率性の分析だけではなく、人間の真理や直観、慣習へと踏み込んだ究明」へ経済学は転換しつつあり、その結果、いくつかの発見があることを事例豊かに紹介している。「なぜ寿司屋には特上、上、並があるのか」「PS3はなぜWiiに先行されたか」「「利他主義」は得をする」などについて述べたのち、締めくくりに「経済学は「主観的科学」という原点に帰れ」と述べているところはたいへん魅力的である。

【Reference Review 53-5号の研究動向・全分野から】

正社員・非正社員間の格差是正とワーク・ライフ・バランス

経済学部准教授 西村 智

いま、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）が求められている。それだけ私達の生活が仕事か生活のいずれかに偏りがちということであろう。そして、この偏りが固定化してしまっていることが何よりも問題である。固定的な偏りには二種類ある。一つは男女間に存在する固定的な役割分業。一般的に男性の生活は仕事、既婚女性の生活は家事・育児に大きく偏っている。もう一つは正社員・非正社員間の固定的な二重構造である。正社員は長時間のコア労働、非正社員は短時間の周辺労働に従事している。正社員になると労働時間が一律に規制されるので、個々人がそれぞれに仕事と生活の時間配分を決定することは難しい。一方、非正社員は正社員に比べて時間の自由度は大きいが、所得は生活維持が可能であるとはいえない低い水準である。たとえ正社員と変わらないレベルの職務を任されていてもそれは同じである。以下、二つ目の偏り、正社員・非正社員間の格差について述べたい。

労働者の多くが正社員かつ生活維持が可能な賃金を受け取り、非正社員（ほとんどは家庭の主婦）は家計に補助的な収入を加える目的で働いていた時代は、格差はさほど問題ではなかった。しかし、今や、非正社員は量・質ともに大きく変化している。非正社員の全体に占める割合は20年前の10%台から近年は30%強に上昇している。男女別では男性の18.3%、女性の50.4%が非正社員として働いている（いずれも2007年労働力調査）。また、非正社員の中で、中年女性が多いパートタイム労働者、若い女性が多い派遣社員、男性が半数を占めるアルバイト等と雇用形態の多様化が進んでいる。もはや非正社員=家計補助目的で働く中年女性ではないのである。

正社員が減り非正社員が増える中、両者はともに、異なる形でワーク・ライフ・アンバランスの問題を抱えるようになった。正社員は長時間労働、過重労働の問題、非正社員は低賃金、低保障という労働条件の問題である。以下ではそれぞれに関する文献を紹介する。まず、正社員の長時間労働問題である。

大嶋寧子「若手・中堅労働者の労働負荷の高まり～ワーク・ライフ・バランス実現に向けた課題～」『みずほ総研論集』2007年IV号は「賃金構造基本統計調査」を用いて、世代別、業種別に労働時間の推移を丁寧に分析し、企業規模が小さいほど、また、若手・中堅労働者（40歳以下と定義されている）であるほど労働負荷が相対的に高まっていることを明らかにしている。通常、企業は生産拡大局面において、まず現労働者の所定外労働時間を増やすことで生産量の増加に対応し、次に雇用者数を増やす。しかし、バブル崩壊後の雇用回復局面では、主に所定外労働時間を操作することによって企業は生産量の変化に対応してきた。その結果、若手・中堅労働者の労働時間が長くなったのである。この理由として大嶋は「生産性に比べて賃金水準が低い若手・中堅労働者をより多く活用することが合理的であると企業が判断したため」と分析している。

しかし、結婚や子育ての時期にある若手・中堅労働者達の長すぎる労働時間が少子化を加速させる要因であることは想像に難くない。人口減少は将来の労働力、そして消費者の減少である。企業にとって長期的にはネガティブな事柄であるが、目前の競争に追われ、次世代育成支援は総論賛成各論反対になりがちである。次に、非正社員の問題を扱った文献をみる。

持永哲志「就業形態の多様化に対応した雇用保険制度の改革－新たな就業者政策の構築に向けて－」『Business & Economic Review』（2007.12）は、正社員・非正社員間の格差として賃金格差だけでなく、雇用保険制度の捕捉率が非正規雇用で低い事実を問題視する。持永によれば、雇用保険制度によって捕らえていない雇用者は二千万人にのぼるが、そのうち本来制度の対象者であるにもかかわらず制度に加入していない者が数百万人、雇用者の一割以上にあたると推察する。雇用者の捕捉率でみると、非正規雇用比率が高い卸・小売業、不動産業、飲食店業、宿泊業でその比率が低い。また、事業所捕捉率でみても、やはり非正規雇用比率が高い業種でその比率が低い。さらに、これらの業種では長期失業の発生率が高く失業給付の受給率も低い。持永は、アメリカ、イギリス、フランスで非正社員全員が雇用保険の加入対象者になっていることをあげ、わが国においても保険適用範囲を広げる必要があると主張する。

では、正社員・非正社員間の待遇格差をなくすためにどのような政策が効果的であろうか。この問い合わせに対して、山田久「「ワーク・ライフ・バランス」で経済・社会両面での活性化を目指せ」『Business & Economic Review』（2007.12）は、これまでの正社員偏重といってよい「属人ベース」の考え方を、同一価値労働・同一賃金原則に基づく「仕事ベース」の考え方へとシフトさせることが重要であると述べる。「仕事ベース」の考え方に基づき職能資格制度や人事処遇制度を見直すことで、正社員の働き方の多様化が進められるだけでなく、非正社員の人事処遇制度に対しても正社員の制度と

統一的に設計・運営することが可能になる。

山田の提言通りに統一的な人事待遇制度が実現されれば、正社員・非正社員間でワーク・シェアリングすることが可能になり、正社員の長時間労働問題も解消されるのではないだろうか。ワーク・ライフ・バランスの問題は正社員だけの問題と捉えられがちだが、正社員・非正社員間の格差は正こそが本質的なテーマであると考えている。

【Reference Review 53-6号の研究動向・全分野から】

小規模町村のあり方と課税自主権の拡大

経済学研究科教授 小西砂千夫

地方自治法施行60周年を記念して、『地方自治』(722号、2008年1月号、総務省自治行政局編集)は巻頭論文を掲載しているが、松本英昭「地方公共団体にかかる制度の改革に関する若干の考察」の中で、今後的小規模町村のあり方について衝撃的な指摘を行っている。第27次地方制度調査会では平成14年10月にいわゆる西尾私案が問題提起され、基礎自治体のあり方について議論されたが成案化されることなく、第28次地方制度調査会では道州制こそ検討されたもの的小規模町村のあり方は取り上げられず、現在の第29次に持ち越された形である。

合併特例法は1999年の地方分権一括法のなかで推進の方向に大きく方向を転換し、その方向を引き継いだ現行法の期限が2010年3月で期限切れとなる。西尾私案の西尾勝東京大学名誉教授は、それをもって政府をあげて市町村合併を推進する方向から転じるべきであるとしている。西尾私案には都道府県が小規模町村を補完する「事務配分特例方式」と、小規模町村が規模の大きな都市の内部団体に包摂される「内部団体移行方式」の2つがある。ちなみに、福田内閣において進められている地域活性化の方策のひとつに定住自立圏構想の具体化があり、2008年6月の研究会報告では小規模町村と地域の核となる都市との間の協定によってまちづくりの機能分担を行うという構想がまとめられている。同構想は地域活性化策であるが、西尾私案と矛盾のない形で構想された案である点が注目される。

こうした状況で、上記の松本論文は、事務配分特例方式を否定するとともに、わが国の基礎自治体に期待されている実体的意義や法的意義に鑑みれば「現在の小規模町村が基礎自治体に期待されているかなりの事務を処理できなくなってきた場合、こうした小規模町村は、実体的な意義においても、基礎自治体の性格を失いつつあるか、又は失っていると受け止めざるを得ないのではないか」とし、合併ができない自治体においては基礎自治体を維持できない状況の下では、「小規模町村としての存在を残しつつ、基礎自治体としては、周辺市町村に包括されることとなるという制度」の実現を図るべきであるとしている。こうした指摘は、今後の基礎自治体改革において相当大きな影響を与えるものであると考えられる。

地方税の課税自主権について2つの注目すべき論考がある。ひとつは、青木宗明「地方税財源をめぐる表層的な議論と理論的整理の必要性－分権改革の推進に向けた課税自主権の再検討」『税』(2008年1月号)であり、いわゆる「ふるさと納税」のような格差は正に向けての方策を講じる動きに対して、あるべき課税自主権の確立という方向でアプローチし、地方税のあるべき要件を丁寧に検討している。またそれらを通じて、近年、地方税財政制度に対して安直な議論が横行している状況を手厳しい

く批判している。

もうひとつの高野幸大「分権改革の推進に伴う課税自主権の拡大と租税法律主義をめぐる課題－地方税法と税条例の法体系における位置づけを中心として」『税』（2008年2月号）である。高野論文は、地方公共団体の課税権の法的な枠組みについて論究し、「地方税において租税条例主義が重視されるべきであるとしても、そのことにより、同一の税目について地方公共団体ごとに過度の不均衡が生じることは望ましいことではない」としている。